

景観形成基準対応書記入説明

①届出対象行為のうち、行為の種類を確認します。

建築物・工作物・開発行為・屋外広告物のうち、どれに該当するのか。

- ・ 建築物であれば「(1) 建築物」の基準が該当となります。
- ・ 屋外広告物であれば「(4) の屋外広告物」の基準が該当となります。

②届出対象行為を行う場所を確認します。

一般地区（景観形成推進地区を除く市内全域）であるのか、
景観形成推進地区（袖ヶ浦駅海側地区）のどこのエリアであるのか。

- ・ 一般地区であれば、**A 枠**の景観形成基準が該当します。
- ・ 景観形成推進地区の低層住宅エリアであれば、**A 枠・B 枠・D 枠・F 枠**の景観形成基準が該当します。

枠の記号についての説明は下記のとおりです。

A	一般地区・景観形成推進地区ともに該当します。(市内全域が対象)
B	景観形成推進地区(袖ヶ浦駅海側地区)の <u>全域</u> が該当します。
C	景観形成推進地区(袖ヶ浦駅海側地区)の <u>商業エリア</u> が該当します。
D	景観形成推進地区(袖ヶ浦駅海側地区)の <u>低層住宅エリア</u> が該当します。
E	景観形成推進地区(袖ヶ浦駅海側地区)の <u>商業エリア及び沿道エリア</u> が該当します。
F	景観形成推進地区(袖ヶ浦駅海側地区)の <u>沿道エリア及び低層住宅エリア</u> が該当します。

③該当する景観形成基準を確認し、チェック欄に記入します。

チェック欄の「はい」に該当しない場合は、「該当なし」にチェックをし、その理由をチェック欄の右枠内に記入します。

また、特に景観に配慮した事項があれば、最終ページの全行為共通欄に内容を記入します。

1 届出対象の行為ごとの景観形成基準

(1) 建築物

	景観形成基準	チェック欄	「はい」ではない理由
高さ・規模	市街地においては、周辺建築物の高さとの調和、連続性に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	里山や斜面林等、周辺の緑を背景とする場合は、その連続性や地域特性に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
外壁・屋根の形態や意匠	周辺環境に配慮した仕上げとする。光沢ある材料や反射する材料を使用する場合は、周辺環境に充分配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	屋根・屋上部の形態は、地域及び周辺環境との調和、連続性に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	大規模な壁面は、周囲への圧迫感や威圧感について配慮し、位置を後退したり、形状を工夫するなど、周囲から著しく突出しないよう努める。※	☐ はい ☐ 該当なし	
建築設備（配管、屋上設備）の形態や意匠	建築物本体と一体的な形態及び仕上がりになるよう配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	屋上及び壁面に付帯する設備類は直接目にふれないように位置又は遮蔽等に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	付帯広告物は、目立ち過ぎない形態・位置に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
屋根、壁、付帯施設等の色彩	屋根、外壁、屋上施設等の外観は、原色や突出した色彩の使用は避け、できる限り落ち着いた色彩とする。	☐ はい ☐ 該当なし	
	周辺建築物等との色彩をそろえ、背景となる景観との調和に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
建築物の配置	道路及び隣地から壁面を離すことにより、ゆとりある空間の確保と良好なまち並みの形成に努める。	☐ はい ☐ 該当なし	
	街並みの連続性に配慮し、周辺建築物等と調和する配置とする。	☐ はい ☐ 該当なし	
	プライバシーを保護し、相隣関係を良好に保つため、配置や開口部の位置に配慮する。※	☐ はい ☐ 該当なし	
車庫、倉庫、機械室、ゴミ集積所等の付属施設の配置	建築物の付属施設は、建築物本体や周辺のまち並みとの調和に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
夜間照明等の色彩や配置	夜間の安全・安心な照明に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	照明は、外部に露出し過ぎないように、その向きや光量、数等に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	柔らかな光源色の照明を採用し、落ち着いた夜の景観の演出に努める。※	☐ はい ☐ 該当なし	
緑化	道路沿いは、生垣や低・中・高木の植栽及び彩りに配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	まち並みの連続性や周辺環境に配慮した緑化を図る。	☐ はい ☐ 該当なし	
	樹木等の植栽により敷地内における緑地空間の確保に努める。※	☐ はい ☐ 該当なし	
	敷地入口からのアプローチ部は、できる限り広葉樹等による植栽に努める。※	☐ はい ☐ 該当なし	

A

F

C

D

(2) 工作物

	景観形成基準	チェック欄	「はい」ではない理由
高 さ ・ 規 模	市街地においては、周辺建築物の高さとの調和、連続性に配慮する。 里山や斜面林等、周辺緑を背景とする場合は、その連続性や地域特性に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	
形 態 ・ 意 匠	周辺環境に配慮した仕上げとする。光沢ある材料や反射する材料を使用する場合は、樹木や塀などの修景措置により周辺環境に配慮する。 親しみやすい形態など、周囲の景観との調和に努める。 工作物の形態は、地域及び周辺建築物等との調和、連続性に配慮する。 公共の場所から容易に望みされるものについては、仕上げの工夫や前面への植栽等により、景観への影響を低減させる。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	
色 彩	工作物の外観は、原色や突出した色彩の使用は避け、できる限り落ち着いた色彩とする。 周辺建築物等との色彩をそろえ、背景となる景観との調和に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	
配 置	道路及び隣地等から離すことにより、できる限り周辺に圧迫感を与えない配置と良好なまち並みへの配慮に努める。 街並みの連続性に配慮し、周辺環境と調和する配置とする。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	
夜間照明等の色 彩 や 配 置	夜間の安全・安心な照明に配慮する。 照明は、外部に露出過ぎないように、その向きや光量、数等に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	
緑 化	道路沿いは、生垣や低・中・高木の植栽及び彩りに配慮する。 周辺環境に配慮した緑化を図る。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	

(3) 開発行為

	景観形成基準	チェック欄	「はい」ではない理由
	造成などに際しては、既存樹木を保存するように配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	現況の地形を活かし、切土・盛土は、必要最小限とする。	☐ はい ☐ 該当なし	
	地域の歴史・文化的資源の保全に配慮する。	☐ はい ☐ 該当なし	
	法面はできる限り緩やかな勾配とし、緑化措置を図る。	☐ はい ☐ 該当なし	
	周辺環境と調和したゆとりある宅地規模となるよう努める。	☐ はい ☐ 該当なし	
	良好な住宅地として継続的な景観形成ができるように、まち並みガイドライン等のルールづくりに努める。	☐ はい ☐ 該当なし	

(4) 屋外広告物

	景観形成基準	チェック欄	「はい」ではない理由
広 告 物 全 般	建築物、周辺の景観、他の屋外広告物などと調和が取れた形態意匠とする。 耐久性に優れた、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。 文字は、可能な範囲で大きさや高さを揃えるなど、分かりやすい表示とするよう努める。 周辺環境に配慮し、照明機器は必要最小限とするよう努める。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし	

A

A

広告物全般	広告物はできる限り集約化し、必要最小限の大きさ、個数とする。 自己用以外の広告物は設置しない。※ 文字は切り文字表示を原則とする。※	☐ はい ☐ 該当なし
屋上広告物	周囲の景観との連続性や建物と調和した規模、デザインとする。※	☐ はい ☐ 該当なし
独立広告物	1つの敷地内の設置数は必要最小限とする。※	☐ はい ☐ 該当なし
道標・案内図板	集合化を図り設置数を減らす工夫をする。 周囲との調和に配慮した形態とし、掲出方法や位置を工夫する。 表示内容は、道標及び案内のために必要な文言や図表のみとする。 文字は、大きさや高さを揃えるよう努める。	☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし ☐ はい ☐ 該当なし

E

B

2 全行為共通

特に配慮した事項

備考

- 1 該当する口をチェックしてください。
- 2 ※の基準は、景観形成推進地区に限り適用される基準となります。